

審査基準

1 提出書類が揃っているか確認する。

※提出書類

区分	提出書類
医科	一般疾病医療費支給申請書
歯科	領収書
調剤	診療(調剤)明細書
(老人) 訪問看護	一般疾病医療費支給申請書 領収書 (老人) 訪問看護療養費明細書
看護	一般疾病医療費支給申請書 保険者の支給決定通知書 原爆医療法単独で支給される者にあっては看護承認申請書 領収書(内訳を記載または添付したもの)
治療用装具	一般疾病医療費支給申請書 保険者の支給決定通知書 領収書
柔道整復	一般疾病医療費支給申請書 施術明細書 領収書
あんま、マッサージ、指圧、はり、灸	一般疾病医療費支給申請書 医師の同意書又は保険者の発行した支給決定通知書 施術明細書 領収書
移送	一般疾病医療費支給申請書 保険者の発行した支給決定通知書(移送方法、領収内訳等を記載又は添付)

2 支給する医療費の範囲

- 当該医療に要した費用の額を限度とする。
- 社会保険各法(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法、地方公務員共済組合法、他の法律において準用し、又は例による場合を含む)による療養の給付を受けることができた時は、同法の規定による一部負担金に相当する額となる。
- 社会保険各法、老人保健法、労働基準法、労働者災害補償保険法、船員法、日本体育・学校健康センター法又は当該医療が法令の規定により国もしくは地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた時は当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額となる。
- 結核予防法、伝染病予防法、性病予防法、精神衛生法、優生保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定による医療に関する給付が可能である場合は、原爆医療法に優先して適用する。

3 適用除外疾病、医療費支給の制限に当てはまらないか確認する。

(1) 適用除外疾病

- ア 遺伝性の病気
イ 先天性の病気
ウ 原子爆弾の放射線を浴びた時以前にかかった精神病
エ 齒のうち第一度齶蝕(C1)、第二度齶蝕(C2)

(2) 医療費の支給の制限

- ア 支給しない場合
自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかった時
イ 全部又は一部を支給しないことがある場合
闘争、泥酔、著しい不行跡、重大な過失により負傷又は疾病にかかった時
正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかった時